



幸手市議会議員  
**本田ようこ**

〒340-0164  
幸手市香日向3-10-16  
TEL: 080-5137-4539

# — 緊急臨時号 —

## 幸せの手

発行：本田ようこ後援会

## 「幸手市議会」はどうなってるのか!! シリーズ (その4)

### —— 市民の皆様はどう思われますか? ——

### 議会開会中の議長からの文書質問、次に内容証明付き速達郵便が私に!

先日、民主幸手第 2537 号にこのような記事が載りました。一部を紹介致します。

**一寸一言** 青木章議長がある議員に内容証明付き速達郵便を送り付け回答を求めている。今、議会は会期中だから伝えたいことがあれば直に話せば良いものを、呆れたものだ。議長が認め印を押した政務活動費についての難癖、後援会の届出問題（選管への届出済み）等を公費（約 1,500 円）を使って回答を迫りその回答を公表するとしている。……

\*このある議員とは、私、本田ようこです。  
先ず最初は 6 月 4 日議会終了後、議会事務局長から次の文書を直接手渡しされました。

令和 8 年 6 月 4 日

#### 文書質問

幸手市議会議員 本田 謡子 様

別紙のとおり、質問いたします。  
期日までに、ご回答をよろしくお願いいたします。

幸手市議会議長 青木 章

内容は次のとおりです。

政務活動費の取り扱いの件

1. 令和 7 年度分の支出は、何に使用しましたか。
2. 政務活動費は、どなたが使用しましたか。
3. 広報紙発行人と領収書の宛名に違いがありますが、領収書の宛名は改ざんではないですか。
4. 本田ようこ後援会の会長の名前と住所は、どうなっていますか。
5. 本田ようこ後援会は、埼玉県選挙管理委員会に届けた政治団体ですか。
6. 本田ようこ後援会は政治資金規制法の対象となる政治団体であり、本田ようこ議員とは、まったく別と考えますが、いかがでしょうか。
7. 議員個人に支出された政務活動費は、個人の政務活動等に支出できるもので、他団体への支出行為は流用ではないでしょうか。流用でないとする場合は、その理由をお聞きします。
8. 議員個人に支出した政務活動費を、議員と別の団体で使用した場合、法律に触れる疑いが生じるが、いかがなものか伺います。
9. 質問全体を通じて感じることをご記入ください。

令和 8 年 6 月 10 日 17 時までに、ご回答を議会事務局までご提出をお願いします。

この質問は公開する予定ですので、含みおき願います。

\*市民の皆様はどうお感じになりましたか。

裏面には私の返答と、次の内容証明付き速達郵便、その返答、私の思いを書かせていただきます。

## \*私の返答は

幸手市議会議長 青木 章 様

令和7年度の政務活動費収支報告書につきましては、期日までに政務活動費収支報告書を提出し、議長にも決裁をいただいたところです。その後、議会の支出分として監査委員の審査にも付し、何のご指摘もなく承認されています。

例年通りに手続きをしており、指摘もされていないことから、問題がないと思っています。

令和8年6月10日 本田謡子

次に、翌日付け6月11日に、**内容証明付き速達郵便**が来ました。内容は次の通りです。

幸手市議会議員 本田謡子 様

幸手市議会議長 青木 章  
調査依頼

先日お願いした文書質問書に対する回答につきまして、その内容を精査したところ、政務活動報告書につきましては、事務局は受け付けただけであり、私は承諾していません。また、令和7年度政務活動費収支報告書の監査は現時点では実施されていないということです。

改めて、幸手市議会政務活動費交付に関する条例の第8条には、「議長は、第5条について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする」とのことから、別添の内容について調査させていただきます。

令和8年6月15日午後5時までに、ご回答をよろしくお願いいたします。

(質問は前回と同様なので省略します)

## \*私の返答も前回と同じです。

6月15日に議会事務局に持参しました。

その後、議会最終日に「問責決議案」か「辞職勧告決議案」が出されると言う情報が・・・

それでは、本田ようこの思いを書かせていただきます！



1. 文書質問とは、閉会中に議員が質問内容を記した文書を議長経由で市長などに提出し、文書で回答を求める手続きです。開会中に、まして議長が一議員になんて聞いたことはありません。開会中なので話せばよかったです。
2. この間、事務局長からも何の説明もありませんでした。しかし、議長の手続きはしているのです。議長や事務局長は中立公正と言えますか。私は、誰と誰がそのような話をしているのか全くわかりませんが、数人からの圧力を感じます。
3. 内容証明付き速達郵便ですが、私は何か悪いことをしましたか。このような「**内容証明付き速達郵便**」を使う場合は一般的に、主に相手に強い意思表示や催告を行う場合に使われます。(債権回収・家賃滞納・契約解除・クーリングオフ慰謝料損害賠償請求・時効の更新など)。そして、議会でも凶った事のないことを、議長名で送り付ける。更にその費用は幸手市のお財布から出ている。市民の皆様の税金が使われているのです。なぜこの時期にこの政務活動費についての疑義？ 議員全員調べたのでしょうか、私だけですか？ 3月議会において「3倍になった政務活動費」を反対したからですか？

私はこの政務活動費の取扱いについて、**全国市議会議長会**へ、問い合わせし確認致しました。(最終的な法的確認を指導してくれる部門がある。)

この本田ようこ通信幸せの手の題字の近くに、本田ようこ後援会と書いてあり、政務活動費を使うのは違反なのかと。

答えは、「**合法です**」「**違反ではありません**」との言葉をいただきました。

ただ、市民の皆様に誤解されないようにという助言をいただき、次回から、政務活動費を使う号に対しては、後援会の名を省きます。

皆様のお陰で次回も書くことが出来ますことを感謝申し上げます。今後も幸手市議会の事実を報告してまいります。

本田ようこ